

「街路樹による良好な景観づくり事業」における 街路樹剪定に関する特記仕様書

横浜市道路・交通政策局

令和8年4月

1 (適用の範囲)

この仕様書は、横浜市の「街路樹による良好な景観づくり事業における、街路樹（高木）の剪定を行う場合に適用する。

2 (目的)

「街路樹による良好な景観づくり事業」とは、「街路樹維持業務共通仕様書」に示される、美しい都市景観の維持や樹木の健全な育成を促すことなどと共に、樹木の持つ樹種特有の美しさ、街路樹の並木としての統一美を発揮させることを目的とする。

本委託においては、樹種ごとの特性や樹形、樹勢、生育環境、周囲の環境、他の道路施設や占用物件等により制限される樹木の生育可能空間等を考慮した上で、計画的、かつ科学的（植物生理学的）に適切な剪定によって、樹形の作り直し（樹形再生）を含め、美しく樹形を整えることを必須とする。

3 (街路樹剪定士の業務委託における指導)

受託者は、街路樹維持業務委託共通仕様書第12条の定めにかかわらず、一般社団法人日本造園建設業協会が認定した街路樹剪定士を高木剪定作業中現場に常駐させ、その指導のもとに業務を履行すること。また受託者は、委託契約約款第9条第3項に基づき、従事する街路樹剪定士について通知すると共に、監督員に認定証を提示すること。

4 (指定する説明会等への参加)

受託者の現場責任者は、上記の目的を確実に履行するため、本業務における街路樹（高木）の剪定作業に当たり、本市の指定する事業説明会に参加すること。

5 (参考とする資料)

受託者は街路樹剪定士の指導のもとに、次の資料等を参考にし、路線現況及び樹形現況の把握や、管理目標樹形と剪定方針の設定を行ったうえで、剪定作業を行うこと。

- (1) 街路樹剪定ハンドブック（社団法人日本造園建設業協会）
- (2) 美しい街路樹をつくる ―樹形の作り直し―（社団法人日本造園建設業協会編 発行：環境緑化新聞／（株）インタラクシオン）
- (3) 管理目標樹形図（横浜市道路・交通政策局施設課）

6 (剪定計画（管理目標樹形と剪定方針）の設定)

受託者は、路線毎または、まとまりのあるエリア、ブロック毎に、管理目標樹形図の中でふさわしい剪定方針、目標樹形を選択し、監督員と協議の上、決定する。剪定方針、目標樹形を決めるに当たっては、監督員から配布される過年度に実施した経年管理記録用紙での実施内容を参考とするほか、

路線の目標樹高を監督員と確認を行うこと。

尚、剪定方針は、①維持タイプ、②拡大（育成）タイプ、③縮小タイプの3タイプがあり、樹形は、①円錐形、②球形、③盃形、④卵円形の4つの形がある。

7 （管理目標樹形図内の剪定計画の作成）

剪定方針（①維持・②拡大（育成）・③縮小タイプ）、樹形（①円錐形、②球形、③盃形、④卵円形）を決定後、受託者は決定した管理目標樹形図内の以下の項目について確認し、監督員と協議を行い、必要な項目を記載し、完成した管理目標樹形図の内容に沿って剪定を実施すること。

(1) 周辺状況の把握

歩車道の幅員、植樹桝の規格（大きさ、形状）、植栽間隔、架空線の有無と種類、沿道環境、民地からのクリアランスなどを把握する。

(2) 樹木現況の把握

樹木の規格（樹高、枝張り、幹周）、樹勢、樹種の特長、樹形タイプなどを把握する。

(3) 目標樹形の設定

樹形は「矯正型自然樹形」を原則とし、次によって目標とする樹木の規格、樹形、下枝高などを設定する（図1参照）。

ア 歩道幅員から許容される最大枝張りを算出する。

$$\text{枝張り (W)} = (\text{歩道幅員} - dx - C) \times 2$$

dx：歩車道境界からの距離

C：敷地境界からのクリアランス（通常1m）

イ 樹種別の樹高・枝張り比から樹高を算出する。

$$\text{樹高 (H)} = \text{枝張り (W)} \div \text{“樹高・枝張り比”}$$

樹高・枝張り比：樹種により異なる（0.3～1.0）

ウ 歩道幅員や沿道環境に応じて、車道側の枝張りを大きくする（片枝樹形）、車道と平行方向の枝張りを大きくするなどの、望ましい樹形プロポーションの検討を行う。

エ 建築限界、及び架空線等の競合施設や敷地境界（図2、3参照）により樹形が制限される場合は、これらを考慮した上で見栄えの良い樹形を定める。

(4) 特に、樹木に樹勢の悪さ、ヤゴ、胴ぶき、徒長枝、大きな葉の密生などが顕著に見られる場合は、目標樹形の見直し（「管理目標樹形図」の平面タイプで、「変則円形型」や「楕円形型」を選択し、車道と平行方向の枝張りの拡大、高さを上げるなどを意識する）や剪定方法（剪定適期に作業する、小枝を取りすぎない、支障枝剪定のみにするなど）の見直しを必ず行うこと。

8 （剪定の実施）

(1) 見本剪定

受託者は、剪定作業に先立ち、作成した管理目標樹形図に基づき、連続した街路樹の中から数本の標準的な樹木を対象に街路樹剪定士の指導のもとに見本剪定を行い、監督員と街路樹剪定士が立ち会い確認の上、手本となる樹形を決定し、これを路線の標準樹形として剪定を行う。

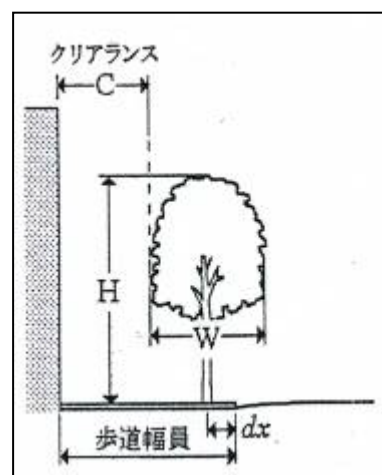


図1 管理目標樹形の算出
（出典：街路樹剪定ハンドブック）

(2) 枝の育成と剪定

主枝、垂主枝、側枝によりバランスよく構成されている樹冠を目標とする。そのため、ふところ枝などは抜きすぎずに垂主枝として育成し、将来抜く枝の代替枝をあらかじめ育成しながら、垂主枝の更新が継続してできるように注意して剪定すること。（街路樹維持業務委託共通仕様書 第4章 剪定・刈り込み 第41条）

特に水平に伸びる方向性の良いふところ枝は必ず残し、育てた後に切除、育成を検討すること。
ただし、ふところ枝であっても基本的に立枝は取り除くこと。

9 （看板の掲示）

受託者は、本委託で剪定を行う路線については、「横浜みどり税を活用して実施しています」等の表示を現場に掲示すること。

10 （作業報告書の作成）

受託者は、次の書類を作成し、街路樹剪定士が内容を確認した上で検査時に提出すること。

- (1) 見本剪定立会時等の打合せ記録簿
- (2) 経年管理記録表（表・裏）

現地確認した配慮事項や剪定計画において見直した事項、枝の育成のための次回作業への引き継ぎ事項は経年管理記録表（表・裏）に記載すること。

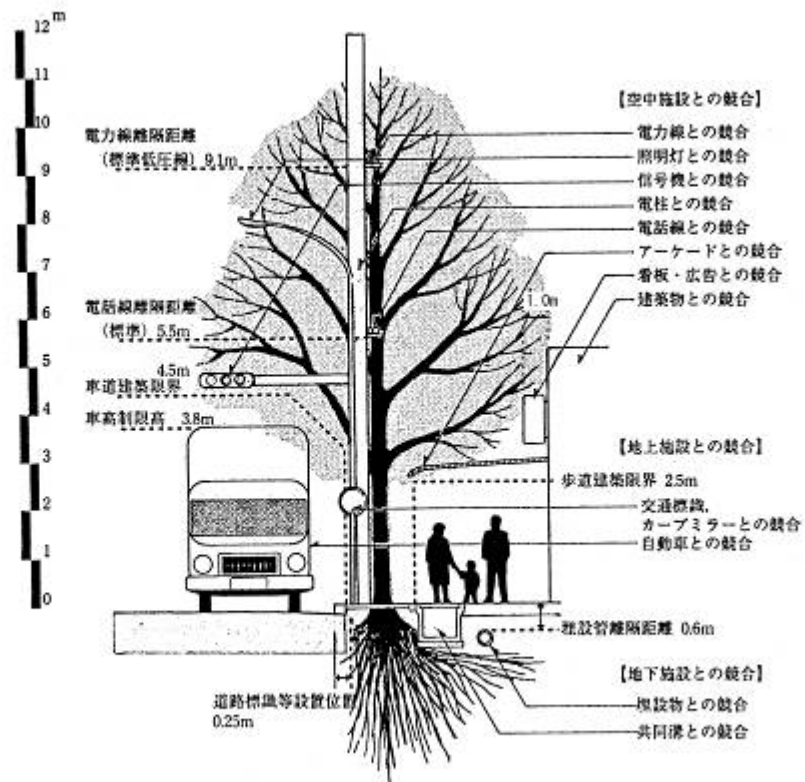


図2 街路樹の生育空間に係わる制限
 (出典:「第二次建設局街路樹等調査委員会報告書」
 東京都建築局、1988を参考に作成)

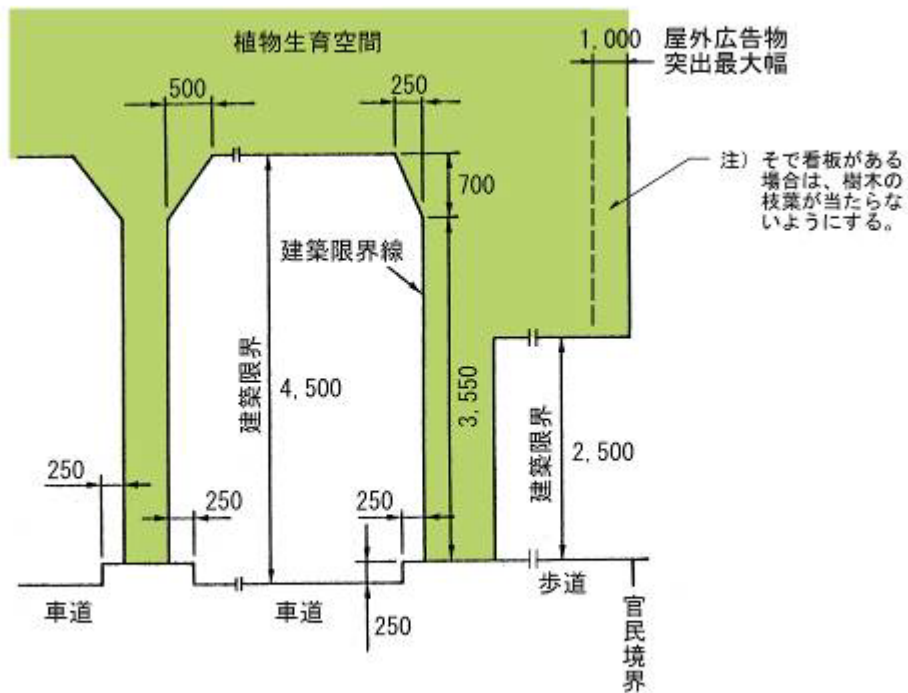


図3 建築限界